

重要

岐阜県飲食組合支部長 各位

岐阜県 新型コロナウイルス感染症

営業時間短縮の協力要請に伴う協力金支払い

第3弾

協力金申請は、第2弾とは別々に行う 相談窓口 岐阜県飲食組合

営業時間
短縮要請

令和3年 1月12日(火)から
令和3年 2月 7日((日)まで

協力金

27日間×4万円 = 108万円

申請書類

支給申請書は、調整中 後日 岐阜県HPで確認必要

注意

岐阜県飲食組合・岐阜県中華組合・岐阜県喫茶組合

1.趣旨

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請に応じて対象期間中の全ての期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者に対して、協力金（第3弾）を支給いたします。

2.支給額

1店舗につき108万円

3.申請要件

本協力金（第3弾）の申請要件は、下記の全てに該当する方とします。

- 酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む）であること
 - 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。なお、テイクアウトやデリバリー、イートインスペースがあるスーパー・コンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外。
 - 岐阜県内に所在する店舗を運営する事業者であること。
 - 令和3年1月11日（月曜日・祝）以前に開業しており、営業実態が明らかに確認できる事業者であること。
- 令和3年1月12日（火曜日）～令和3年2月7日（日曜日）において、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた事業者であること
 - 全面的とは上記要請期間の全てにおいて、対象店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が要請期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。
 - 営業時間の短縮要請内容とは、**午後7時から翌日の午前11時までの間酒類の提供を停止し、かつ、午後8時から翌日の午前5時までの休業を要請すること**を言います。
- 接待を伴う飲食店、カラオケ店、及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成・提出し、その確認を受けていること。
- 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

4.申請手続

（1）申請受付期間

※現在調整中のため、後日お知らせします。

（2）申請方法

申請書類の提出は、**郵送のみ**受付しています。**提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**でお願いします。なお、持参による申請は受付しておりません。

<宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1
岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第3弾）
受付係 宛

- 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- 「協力金（第3弾）申請書在中」と朱書きしてください。
- オンラインによる申請受けは行っておりません。
- 送料は申請者側でご負担をお願いします。

<注意>

送料が不足する場合は受付が出来ませんので、発送前に必ず送料を確認の上ご提出ください。

(3) 申請に必要な書類

必要事項を記載した「協力金支給申請書」（法人にあっては「法人番号」を記載）の他、次の全ての書類を添付して申請してください。

申請書類については調整中です。（後日お知らせします。）

(4)申請書類の入手方法

※調整中（後日お知らせします。）

(5) 協力金の支給

確認が取れた申請から順次支給します。

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金のお支払いをもって通知に代えさせて頂きます。（通知はしません。）申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

(6)その他

○営業時間短縮等の告知について

営業時間短縮や休業の告知の様式を作成しましたので、プリントアウトし店頭に掲示していただくなどご活用ください。

[営業時間短縮・休業の告知様式 \[PDFファイル／75KB\]](#)

[営業時間短縮告知（例） \[その他のファイル／558KB\]](#)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)

岐阜県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、次のとおり営業時間の短縮を実施します。

○実施期間

1月 日 ()
～ 月 日 ()

○従前の営業時間

時 分～ 時 分



○時間短縮営業期間中の営業時間

時 分～ 時 分

このうち酒類の提供時間

時 分～ 時 分

○店舗名

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)

岐阜県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
次の期間休業します。

○休業期間

1月 日 ()

～ 月 日 ()

○店舗名

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)

岐阜県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
次のとおり営業時間の短縮を実施します。

○実施期間

1月 12日(火)

～ **2月 7日(日)**

○従前の営業時間

17時～24時



○時間短縮営業期間中の営業時間

17時～20時

このうち酒類の提供時間

17時～19時

○店舗名

居酒屋●● △△

○不正等について（予定）

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗などの情報を公表することがあります。

5.よくある質問と回答

- [よくあるご質問【時短要請について・協力金（総論）】（※1月11日更新）\[PDFファイル／473KB\]](#)
- よくあるご質問【協力金（申請・添付書類について）】（※準備中）

6.協力金（第3弾）に関するお問合せ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）」専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8192（9時00分から17時00分）



よくある質問は、上記に取りまとめております。
一度ご確認ください。

このページの内容に関するお問い合わせ先

商工政策課

（「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）」専用相談窓口（コールセンター））

午前9時から午後5時まで受付 電話番号：058-272-8192